

保発第 0728 第 5 号
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

社会保険表章用疾病分類の今後の取扱いについて（通知）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の規定に基づき、公的統計の作成に用いる統計基準として令和 8 年総務省告示第 11 号により定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」（以下「新統計分類」という。）が令和 9 年 1 月 1 日から施行される。

今般、新統計分類の施行に伴い、標記については、下記のとおりとしたので、貴管下保険者等関係方面への周知徹底方について格段の御配慮を願いたく通知する。

記

1. 現行の社会保険表章用疾病分類（平成 30 年 3 月 28 日保発第 0328 第 4 号）は令和 8 年 12 月 31 日をもって廃止とすること。
2. 新統計分類の施行後は、統計調査の表章において新統計分類の疾病分類表を参照されたいこと。なお、告示のただし書の規定が適用される期間において、これにより難しい場合に限り、従前の社会保険表章用疾病分類を参照することができること。

保調発 0716 第 1 号
令和 8 年 7 月 16 日

(別 記) 殿

厚生労働省保険局調査課長
(公 印 省 略)

社会保険表章用疾病分類の今後の取扱いについて（通知）

標記について、厚生労働省保険局長から都道府県知事あてに別添 1 のとおり通知されましたので、御承知おき下さい。また、関係方面への周知方についても格段の御配慮をお願いいたします。

別記

日本医師会長

日本歯科医師会長

日本薬剤師会長

日本病院会長

全日本病院協会会長

日本医療法人協会長

全国健康保険協会理事長

健康保険組合連合会長

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

財務省主計局給与共済課長

文部科学省私学部私学行政課長

総務省自治行政局公務員部福利課長

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 16 日

関係各位

厚生労働省保険局調査課

社会保険表章用疾病分類の今後の取扱いについて

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、公的統計の作成に用いる「疾病、傷害及び死因の統計分類」については、令和 8 年 1 月 19 日付け総務省告示第 11 号により公布され、令和 9 年 1 月 1 日から施行される予定です。なお、同告示により、従来用いられていた平成 27 年総務省告示第 35 号に基づく「疾病、傷害及び死因の統計分類」は廃止となります。

従来、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改定に伴い、社会保険表章用疾病分類の改正を実施してきたところですが、今般の「疾病、傷害及び死因の統計分類」の施行に際して、現行の社会保険表章用疾病分類（平成 30 年 3 月 28 日保発第 0328 第 4 号）については、改正を行わず、令和 8 年 12 月 31 日をもって廃止することといたしましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

これに伴い、下記のとおり留意事項をまとめましたので御参照下さい。

今後とも医療保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 社会保険表章用疾病分類については廃止いたしますが、令和 9 年 1 月 1 日に施行される新たな疾病、傷害及び死因の統計分類については、以下ページに掲載の疾病、傷害及び死因の統計分類における疾病分類表をご参照ください。なお、告示のただし書の規定が適用される期間において、これにより難しい場合に限り、従前の社会保険表章用疾病分類を参照することができます。

掲載ページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/sippe.html>

- 御不明な点等ございましたら、次のアドレスまで御連絡下さい。

厚生労働省保険局調査課数理第一係

メールアドレス：kenuke@mhlw.go.jp

以上